

## 議第57号

三島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成29年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 三島市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の三島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「常勤の職員」とあるのは、「常勤の職員（地方

公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）とする。

- 3 改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する新条例第2条第2項の規定の適用については、同項第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項」とする。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士